

○事務局長（神野みゆき君） 会議に先立ちまして、このたびの能登半島地震で多くの方がお亡くなりになりました。ここで御冥福を祈り、謹んで黙祷をささげたいと思います。

皆さま、御起立ください。

黙祷。

（黙 祷）

○事務局長（神野みゆき君） ありがとうございます。

御着席願います。

○議長（我孫子洋昌君） 新年ということもありまして、一言だけ御挨拶をさせていただきます。

令和6年、明けましておめでとうございます。

昨年は、議事進行、議会運営に当たりまして、多くの御協力を頂きましたこと、改めて御礼を申し上げます。

本年、令和6年も、議員の皆さん、そして理事者、説明員の皆さんと、活発な議論、そしてより良い下川町づくりに向けて、一つでも多くの前進ができるように、この議会としても活動してまいりたいというふうに考えております。

どうぞ皆さまの、改めての御協力と御支援をお願いいたしまして、簡単ではございますが新年に当たっての御挨拶といたします。

午前9時36分 開会

○議長（我孫子洋昌君） それでは、ただいまから、休会を解きまして、令和5年下川町議会定例会を再開し、1月臨時会議を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、全員の7人です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会議の会議録署名議員は、下川町議会会議条例第123条の規定により、1番 桜木 誠 議員及び2番 奥崎裕子 議員を指名いたします。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第2 「委員会報告」

議会の運営について、議会運営委員長から報告をいただきます。

大西 功 議会運営委員長。

○議会運営委員長（大西 功君） 令和5年下川町議会定例会1月臨時会議の運営について、本日開催いたしました議会運営委員会の審議結果を御報告いたします。

本日は、1 月臨時会議に提案されます議案等の審議要領等について審議を行いました。

1 月臨時会議の提案事項については、町長提案が 7 件で、内容は、一般議案 3 件、補正予算 2 件、報告 1 件、専決処分報告 1 件でありました。

また、議会提案は 1 件で、内容は委員会報告 1 件であります。

これらの状況を考慮し、1 月臨時会議の本会議については、本日 1 日とすることといたしました。

次に、町長提案議案等の審議要領等についてであります。一般議案の「下川町土壌改良施設の指定管理者の指定について」、補正予算の「令和 5 年度下川町一般会計補正予算（第 9 号）」については、総務産業常任委員会に付託し、本会議休憩中に審査をしていただくことといたしました。

その他の町長提案 5 件、議会提案 1 件、合わせて 6 件につきましては、いずれも本会議において報告、審議を行うことにいたしました。

以上、議会運営委員会における審査結果報告といたします。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま報告がありましたが、委員長の報告のとおり、1 月臨時会議の審議を要する期間について、本日 1 日限りとすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 異議なしと認め、1 月臨時会議の本会議の審議を要する期間は、本日 1 日限りとします。

以上で委員会報告を終わります。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 3 「諸般の報告」を行います。

報告事項は、お手元に配布しておりますので、朗読を省略し、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 4 議案第 54 号「議会の議決に付すべき工事請負契約について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 提案理由を申し上げる前に、一言新年の御挨拶を申し上げたいと存じます。

はじめに、1 月 1 日に発生した石川県能登半島地震により、犠牲になられた方々に対し、謹んでお悔やみを申し上げるとともに、被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。被災地域が一日も早い復旧、復興されることをお祈り申し上げます。

本町を含むこの地域は、幸いにも自然災害が少ない地域でありまして、安全安心な町であることを認識すると同時に、本町においても、今一度、防災対策を万全に準備しておかなければならないと強く思ったところであります。

議員各位並びに町民の皆さま、新年明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

本町におきましても、穏やかな天候の中で、令和 6 年の輝かしい新春を町民の皆さまとともに迎えられたことをおよろび申し上げます。

下川町は、先人の労苦とたゆまない努力により、幾度となく訪れた地域消滅の危機を乗り越え、1901 年、明治 34 年の開拓から 124 年目を迎えました。

今年の干支である 甲辰^{きのえたつ}は、新しい事に挑戦して成功する、これまで準備してきたことが形になるなど、大変縁起の良い年になると一般的に言われているそうであります。

さて、コロナ禍の影響は少し落ちついてきたものの、ウクライナ侵攻等の影響、円安などにより、燃油、資材、飼料、そして物価高騰が、町民の生活や事業活動への影響、これが続いているところであります。

また、本町においては、人口減少、少子高齢化、人材担い手不足、公共インフラの老朽化、財政問題など、地域課題は山積しております。この山積する地域課題を少しでも早く、一つでも多く解決すること、そして解決に導くことが重要であります。困難な課題を克服するチャンスを与えられたと見え、役割と使命として、私たちの時代に解決をし、次の世代に良い形でバトンを渡すことを念頭に、柔軟な発想で果敢にチャレンジして、一つずつ着実に解決してまいりたいと思います。

議員各位、町民の皆さまには、引き続き変わらぬ御指導、御支援をお願い申し上げます。

今回の臨時会議で提案いたします案件は、工事請負契約のほか単行案件が 3 件、補正予算が 2 件、報告案件 1 件、専決処分の報告 1 件でございます。提案内容につきましては、それぞれ提案時に申し上げますので、よろしく御審議の上、御協賛賜りたくお願い申し上げます。

それでは、議会の議決に付すべき工事請負契約について、提案理由を申し上げます。

議案第 54 号 議会の議決に付すべき工事請負契約について、提案理由を申し上げます。

本案は、1 月 19 日執行の第 8 次建設工事入札において、予定価格が 5,000 万円以上となった契約につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

「下川浄化センター自家発電設備等改修工事」の概要について申し上げますと、本自家発電設備は、災害等により下川浄化センターへの電力供給が遮断された際に、施設の稼働に必要な電力を自家発電する設備であります。平成 12 年に設置され、老朽化が進んでいることから、下水道ストックマネジメント計画に基づき、自家発電設備等の改修工事を実施するものであります。

入札の経過につきましては、下川町建設工事入札参加者指名選考委員会規程に基づき、令和 5 年 12 月 18 日に開催いたしました指名選考委員会におきまして、これまでの実績と今回発注工事の内容等を勘案し、4 者を指名しましたが、うち 2 者が辞退したことから、2 者による指名競争入札を行ったところであります。なお、落札率につきましては 98.4%となっております。

以上申し上げます。提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほ

どお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 54 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 54 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 5 議案第 55 号「下川町土壤改良施設の指定管理者の指定について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 55 号 下川町土壤改良施設の指定管理者の指定について、提案理由を申し上げます。

本案は、公の施設の管理運営を指定管理者により行うものであり、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

候補者選定につきましては、再公募による募集を行い、下川町公の施設に係る指定管理者選定委員会において審査し、その結果の報告を受け、下川町土壤改良施設につきましては、「下川運輸株式会社」を指定管理者の候補者として選定したものでございます。

また、指定管理の期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 3 年間と

するものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありました、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第 55 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 6 議案第 56 号「和解及び損害賠償の額の決定について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 56 号 和解及び損害賠償の額の決定について、提案理由を申し上げます。

本案は、昨年 6 月の臨時会議にて、行政報告を行わせていただいておりますが、去る令和 5 年 4 月 26 日 水曜日、あけぼの園東棟の居室において、入所者が転倒し、左大腿部頸部骨折した事故に伴い、このたび和解及び損害賠償の額を決定しようとするものであります。

事故による費用といたしまして、治療費、諸雑費、入通院慰謝料を合わせまして、47 万 4,270 円の賠償額を決定し、和解により支払いを行うものであります。なお、施設事故に係る経費につきましては、介護保険特別会計補正予算で措置しております。

今回の事故に対しまして、改めて御本人並びに御家族に対し、深くお詫びを申し上げますとともに、今後、同様の事故を起こさないよう、再発防止に取り組んでまいります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありました、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 56 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 56 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 7 議案第 57 号「令和 5 年度下川町一般会計補正予算（第 9 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 57 号 令和 5 年度下川町一般会計補正予算（第 9 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 5 年度一般会計の第 9 回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ 2,189 万円を追加し、総額を 58 億 132 万円とするものでございます。

今回の補正の要因につきましては、国の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」として、さきの住民税非課税世帯への支援に加えて、住民税均等割のみ課税世帯、低所得者の子育て世帯へ支援するための重点支援地方交付金が追加となったことから、補正予算を計上するものでございます。

補正予算の概要を申し上げますと、総務費で、住民税均等割のみ課税世帯物価高騰臨時給付金事業に係る経費、子育て世帯物価高騰臨時給付金事業に係る経費を計上しております。なお、これらの財源としまして、国庫支出金を計上しております。

次に、第 2 条の繰越明許費補正につきましては、「住民税均等割のみ課税世帯物価高騰臨時給付金事業」及び「子育て世帯物価高騰臨時給付金事業」につきまして、3 月末までに全ての給付が間に合わない場合があることから、それぞれ繰越明許費として予算に定め執行するものでございます。

次に、第 3 条の債務負担行為補正につきましては、「下川町土壌改良施設」の指定管理者指定に伴う追加でございます。

以上申し上げますと、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほ

どお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第 57 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 8 議案第 58 号「令和 5 年度下川町介護保険特別会計補正予算（第 5 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 58 号 令和 5 年度下川町介護保険特別会計補正予算（第 5 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 5 年度介護保険特別会計の第 5 回目の補正予算でありまして、介護サービス事業勘定で、歳入歳出それぞれ 48 万円を追加し、歳入歳出総額を 3 億 4,518 万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出につきましては、総務費で、施設事故賠償金に係る経費を計上しております。

歳入につきましては、諸収入を増額計上しております。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 58 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 58 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 9 報告第 10 号「令和 5 年度教育委員会の事務に関する点検・評価報告について」を議題といたします。

本案について、報告を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 報告第 10 号 令和 5 年度教育委員会の事務に関する点検・評価報告について、御報告申し上げます。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第 1 項に基づき、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに公表しなければならないとされております。

今回の点検・評価の対象事業は、令和 4 年度の学校教育、生涯学習、生涯スポーツ及び芸術文化に関する推進施策と事業内容であります。

点検・評価の方法については、内部評価を教育委員会で実施し、外部評価として、昨年 12 月 21 日に開催された下川町総合計画審議会の福祉・教育部会で説明し、同部会から御意見を頂いたところです。

点検・評価の結果につきましては、効果的な事務事業の実施や見直しに向け、必要な検討を踏まえた上で、教育行政の執行に反映させてまいりたいと考えております。

以上、御報告申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） 以上で報告を終わります。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 10 報告第 11 号「専決処分（第 5 号）の報告について」を議題といたします。

本案について、報告を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 報告第 11 号 専決処分（第 5 号）の報告について、御報告申し

上げます。

本件は、令和 5 年下川町議会定例会 6 月定例会議において、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議決された、「元町団地公営住宅（D 棟）建設工事」の工事請負契約について、設計変更に伴う工事請負金額変更の必要があることから、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、専決処分を行ったものであります。

設計変更及び工事請負金額変更の理由につきましては、本工事におきまして、住宅 2 階の床材を、防音性能を增強するため、クッション材を挟んだ床材とする設計に変更したことにより、工事請負金額が増加したものであります。

契約金額につきましては、当初の 1 億 8,601 万円から 249 万 9,200 円増額し、1 億 8,850 万 9,200 円に変更しております。

以上申し上げまして、専決処分の報告といたします。

○議長（我孫子洋昌君） 以上で報告を終わります。

委員会による審査のため、午後 4 時まで休憩といたします。

休憩 午前 9 時 58 分

再開 午後 4 時

○議長（我孫子洋昌君） ただいまから、休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

日程第 11 議案第 55 号「下川町土壌改良施設の指定管理者の指定について」を議題といたします。

本案については、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

小原仁興 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（小原仁興君） 今臨時会議において当委員会に付託を受けました、議案第 55 号 下川町土壌改良施設の指定管理者の指定について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

審査に当たり、総務企画課長などから、議案により説明を受けました。

本案は、公の施設の管理運営を指定管理により行うもので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を要するものであり、候補者選定は、公募による募集を行い、選定委員会において審査を経て、「下川運輸株式会社」を指定管理者の候補として選定したものであります。指定管理期間は、令和 6 年 4 月 1 日から 3 年間とするものです。

質疑では、委員などから「当該事業者の提案の特色は」に対し、「堆肥材料として畜産糞尿、椎茸菌床、バーク、おが粉、バイオ発電由来の消化液、リン含有の下水汚泥な

どの地域材を原料に、適正に水分調整をすることで良質な堆肥を製造するとともに、配送業務のノウハウを利用した堆肥利用農家への配達など、農業生産振興に寄与した製品作りをしていくことが提案の特色となっている。」

「指定管理の候補者が、新しい取り組みをするために新設の機械の導入をする予定が発生するのか」に対し、「現状の中の引き継ぎであり、新たな機械の導入予定はない。現状の機械維持に関わる部分の損失による予算措置をすることはあると思う。」との答弁がありました。

委員などから、「下川町土壌改良施設は、令和8年度で廃止するとの方針である。情勢により、その後の継続もあり得るとの回答であったが、そのような場合の判断においては議会との意思疎通に努めるべきである。」

「指定管理の候補者においては、高品質な堆肥生産にチャレンジをしていく姿勢が選定の評価をされたものであり、良質な堆肥が域内で流通されることを期待する。」などの意見がありました。

以上、当委員会の審査の結果、可決すべきものと決したところであります。議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審査の経過と結果についての報告といたします。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま報告がありました。これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。
これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。
これから、議案第55号を採決します。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
議案第55号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。
したがって、議案第55号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 12 議案第 57 号「令和 5 年度下川町一般会計補正予算（第 9 号）」を議題といたします。

本案については、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

小原仁興 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（小原仁興君） 今臨時会議において当委員会に付託を受けました、議案第 57 号 令和 5 年度下川町一般会計補正予算（第 9 号）について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

今回は、一般会計の 9 回目の補正予算でありまして、物価高騰対策による補正であり、歳入歳出それぞれ 2,189 万円を追加し、総額を 58 億 132 万円とするもののほか、繰越明許費及び債務負担行為を補正するものです。

審査に当たり、総務企画課長などから、議案、概要書により補正予算の説明を受けました。

主な内容は、住民税均等割のみ課税世帯に、物価高騰臨時給付金事業として、1 世帯当たり 10 万円を給付する経費で、155 世帯の見込みである。

子育て世帯においては、住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯に、子育て世帯物価高騰臨時給付金事業として、子供一人当たり 5 万円を給付する経費で、100 世帯の見込みであり、この二つの給付金事業が 3 月末までの給付に間に合わない場合があることから、繰越明許費として設定するものです。

債務負担行為補正については、下川町土壌改良施設の指定管理者指定に伴う追加となるものです。

委員などから、「給付金は出来るだけ早急に対象者に支給できるように手続を進めてほしい。」との意見がありました。

以上、当委員会の審査の結果、可決すべきものと決したところであります。議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審査の経過と結果についての報告とします。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま報告がありましたが、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 57 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第 57 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 57 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって、令和 5 年下川町議会定例会 1 月臨時会議を閉会いたします。

午後 4 時 1 0 分 閉会

○議長（我孫子洋昌君） 町長から申し出により挨拶があります。

○町長（田村泰司君） 臨時会議の閉会に当たりまして、一言お礼の御挨拶を申し上げたいと存じます。

議員各位には、大変御多用の中、全員の御出席を賜り、提案させていただいた議案についてお認めいただき、深く感謝を申し上げる次第でございます。

審議中に頂いた御示唆、御意見を十分に踏まえて、今後の行政運営、事業執行に適正に対応するよう、職員に周知徹底してまいります。

このたびの議案提案では、報告第 10 号におきまして、教育委員会の事務に関する点検・評価については、前年事業の結果であることから、決算、行政評価などを経てですね、速やかに対応、報告できるよう、今後進めてまいりたいと思います。

また、損害賠償議案の議決をいただきました。今後、このような提案をすることがないようですね、改めて再発防止に取り組んでまいりたいと思います。

今後とも議員各位には御指導賜りますことを心よりお願い申し上げまして、閉会の御挨拶に代えさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

○議長（我孫子洋昌君） 本日は、以上をもって散会とします。お疲れさまでした。